

市公契約基本条例の概要

1 制定の趣旨

(1) 本市では、

- ① 公共工事等の発注に当たり、地域経済の活性化及び雇用の創出を図るために市内中小企業への発注を原則
- ② 労働環境の悪化や地域経済への悪影響を招きかねないダンピング受注防止対策のための最低制限価格の事後公表の適用範囲の拡大
- ③ 電子入札の導入等による公正性、競争性及び透明性の更なる向上
- ④ 入札・契約の過程における、地球環境の保全、男女共同参画等の社会的な課題の解決に資する取組を評価する仕組みの導入など、様々な入札・契約制度改革を実施してきた。

- (2) これらの成果を踏まえ、本市が締結する公共工事や業務委託等の公契約の発注に関する基本理念その他の基本となる事項を定め、本市及び受注者の責務を明らかにすることにより、4つの基本的な考え方に基づく取組をより一層推進するため、公契約に関する総合的な条例を平成27年11月に制定した（平成28年6月に全面施行）。

2 4つの基本的な考え方

(1) 市内中小企業の受注機会の増大を図る

- 地域経済の活性化や雇用の創出はもとより、地域コミュニティの維持・発展、地域における防災の体制・能力の維持・向上を図ることにより、将来にわたって活力に満ちた、人と人とが支え合う安心・安全なまちであり続けるためには、市内中小企業の持続的な発展が不可欠である。
- これを踏まえ、市内中小企業の受注機会の増大を図っていくとともに、市内産材料の使用促進や市内事業者の技術力の底上げにつながる発注にも努める。

(2) 公契約に従事する労働者の適正な労働環境を確保する

- 公契約のもとで働く労働者の適正な労働環境が確保されることは、本市で働くひとの労働環境の向上のみならず、受注者の多くを占める市内中小企業の健全かつ持続的な発展のためにも必要であるとの考えのもと、本市と受注者は、公契約に従事する労働者の雇用の安定その他の適正な労働環境の確保と維持・向上に努めていく。

- 公契約の発注者である本市は、労働関係法令を所管する国の関係機関等とも連携し、受注者の労働関係法令の遵守が徹底されるよう、条例制定を機により積極的に関与していくこととし、一定金額以上の公共工事等を発注する際には、基本的な労働環境が確保されることを確認するための具体的な取組を推進していく。

(3) 公契約の適正な履行及びその質の確保

- 本市が、安心・安全かつ適切な公共サービスを提供するためには、公契約の適正な履行及びその質の確保が不可欠である。
- その前提として、公契約における公正性、競争性、透明性を確保するとともに、公契約の適正な履行及びその質の確保について、受注者任せにするのではなく、発注者である本市と受注者である事業者が両者の協働によりこれらを実現していくという理念をしっかりと共有することが必要である。

(4) 公契約を通じて社会的課題の解決に資する取組を推進

- 公契約の発注は、本市と市民や事業者との貴重な接点であり、公契約の機会を活用し、多様な社会的課題の解決に資する取組の推進を図ることは、多くの市民の利益につながるものであり、京都の未来をつくる大切な働き掛けであると考えている。
- このため、入札・契約の公平性や競争性を阻害しないよう、また、特に中小企業に過度な負担や不利な扱いにならないよう十分に配慮しつつ、すべての市民に共通する社会的課題の解決に資する取組を推進していく。

3 平成28年度における、主な取組状況

条例が全面施行された年度であることも踏まえ、「4つの基本的な考え方」を踏まえ、次のような取組を実施した。

- (1) 引き続き、市内中小企業の受注機会の増大に向け、最大限努力
- (2) 新たな取組として、労働条件、労働時間、保険、賃金といった労働関係法令遵守報告書の提出を一定の公契約で義務付け
- (3) ダンピング受注防止対策の更なる強化のため、工事等における最低制限価格等の算定基準を引上げ（2年連続）
- (4) 新たに、「消防団協力事業所に認定されている事業者」を工事事業者の格付において加点する仕組みを導入

市内中小企業の受注等の機会の増大

主な取組

- 法令上の制約のある政府調達協定（W T O協定）の対象案件や特別な技術力を要する案件等を除き，市内中小企業への発注に最大限努力
- コストや品質の確保に十分配慮したうえで可能な場合には，分離・分割して発注
- 下請契約における市内中小企業の活用や市内産の材料の調達が可能な場合にはできるだけ市内産材料の使用を促す。
- 橋りょう等の特殊な技術を要する工事でも，市内中小企業と共同企業体を結成することを要件として発注するなど，市内事業者の技術力の底上げにつながる発注にも努力

など

主な取組結果

条例制定前から，地域経済への貢献や地元雇用の創出の観点から市内中小企業の受注機会の拡大に努め，工事契約と物品契約※の両方において，市内中小企業への発注を原則としてきた。

※ 物品契約には，物品の買入・賃貸借のほか，製造請負なども含む（以下，同じ）。

(1) 工事

- 平成28年度の市全体の実績では，市内中小企業が契約件数ベースで約84%，契約金額ベースで約50%となった。
- 平成27年度と比べ，契約件数でほぼ横ばいだが，契約金額ベースでは約25ポイント低下した。

なお，条例制定前の平成26年度と比べると，契約件数で約5ポイント上昇しているが，契約金額で約17ポイント低下した。

- こうした契約金額での低下は，100億円を超える京都市美術館再整備工事などの大型のW T O協定が適用される契約や，橋りょう等の特殊な技術を要する工事が多かったことが影響したと考えられる。
- なお，市外企業が受注する場合でも，市内企業の技術力の維持向上への貢献度（下請参入率）を総合評価の項目の一つとして評価して落札者を決定するなど，市内中小企業の受注機会の確保に努力している。

◆ 市内中小企業受注率（工事）

	契約件数（件）			契約金額（百万円）		
	市全体	市内中小企業	比率	市全体	市内中小企業	比率
26年度	1,941	1,537	79.19%	53,908	36,343	67.42%
27年度	1,629	1,368	83.98%	76,945	58,260	75.72%
28年度	1,637	1,369	83.63%	78,491	39,340	50.12%

注1 競争入札により期間内に締結した総価契約の合計

2 次年度以降も継続する契約は、次年度以降の支払予定額も契約金額に含む。

3 測量、設計等の委託契約を含む。

(2) 物品

➤ 平成28年度の市全体の実績では、市内中小企業が契約件数ベースで約69%、金額ベースで約26%を占める。

➤ 工事と比べ割合が低いですが、これは、物品では、地域要件や企業規模要件を設けることができず、市外企業の受注割合が高くなるWTO協定が適用される契約が多いことが影響していると考えられる。

また、地下鉄車両装置、水・汚泥処理設備、コンピュータリースなど、市内中小企業では受注し難い案件が多いことも要因として挙げられる。

➤ 平成27年度と比べ、契約件数で約1ポイント上昇したものの、契約金額では約9ポイント低下した。

なお、この契約金額での低下は、汚泥処理設備運転管理委託（3年契約）などのWTO案件が増加したことが影響したと考えられる。

◆ 市内中小企業受注率（物品）

	契約件数（件）			契約金額（百万円）		
	市全体	市内中小企業	比率	市全体	市内中小企業	比率
26年度	2,107	1,501	71.24%	16,719	5,318	31.81%
27年度	2,451	1,679	68.50%	21,886	7,700	35.18%
28年度	2,349	1,628	69.31%	22,356	5,762	25.77%

注 上記工事の表の注1，2と同じ

今後の方向性

➤ 引き続き、公正性、競争性及び透明性の確保を前提として、市内中小企業の受注等の機会の確保に努めていく。

公契約に従事する労働者の適正な労働環境の確保

主な取組

- 受注者や下請事業者，公の施設の指定管理者から，労働関係法令の遵守状況に関する報告書の提出を求め，遵守できていない事業者には改善を求める「労働関係法令遵守状況報告書」制度を平成28年6月に新設
遵守できていない事業者に対して，是正指導を行うことにより，適正な労働環境の確保を図る。
- なお，低賃金での就労とならないよう，発注者として適正な予定価格での発注に引き続き努める。
具体的な取組の一つとして，適正な賃金水準の確保に向けて，公共工事設計労務単価の引上げを迅速に実施（4年連続で前倒して改定）

など

「労働関係法令遵守状況報告書」制度の運用状況

(1) 制度の概要

① 対象

平成28年6月1日以降に公告等を行う，次の公契約

- ア 工事請負契約 予定価格5千万円超
- イ 役務委託契約 予定価格1千万円超 ※建物・公園清掃，常駐警備等
- ウ 指定管理協定 全て（協定締結者のみ）

② 報告項目

労働条件，労働時間，保険，賃金などの14項目

③ 手続

- ア 受注者は，下請事業者の報告書を取りまとめのうえ，契約後2箇月以内に市に提出
- イ 労働関係法令違反が判明した場合，契約後6箇月以内に違反状態を解消し，「措置結果報告書」により市に報告

④ 公表，競争入札参加停止措置

- ア 報告書の不提出又は虚偽報告書を提出したときなどは，当該受注者の氏名，公表対象となる事実の具体的内容などを公表
- イ 公表中の事業者や，当該事業者と市の公契約で下請等契約を締結した事業者などは，原則として競争入札参加停止措置

(2) 平成28年度の主な取組結果

① 対象公契約の割合

工事，役務委託とも，契約件数ベースでは約20%，約1%と低い割合だが，契約金額ベースでは約86%，約33%と一定の公契約をカバーしている（役務委託は4月からの年間契約で大型案件が多いが，28年度は制度の対象外）。なお，指定管理は全てが対象である。

	契約件数（件）			契約金額（百万円）		
	市全体	対象公契約	比率	市全体	対象公契約	比率
工事	1,039	212	20.40%	67,112	57,673	85.94%
役務委託	118	1	0.85%	552	182	32.97%
指定管理	32	32	100.00%	—	—	—

注1 28年6月以降に競争入札等の公告等を行い，年度内に締結した契約の合計

2 上表以外に，随意契約13件（3,395百万円）も制度の対象

3 次年度以降も継続する契約は，次年度以降の支払予定額も契約金額に含む。

4 指定管理者制度の導入施設数 384施設（29年4月現在）

② 提出事業者数

工事	延べ1,339者	実数	849者
役務委託	4者		4者
指定管理	32者		19者

③ 是正対象者数

工事 19者（うち17者は是正を確認，2者は是正中）

※ 役務委託，指定管理は全者遵守

→ 三六協定未締結・未届 14者
就業規則未周知・未届 5者
労働条件未通知 5者
保険未加入 5者

※ 複数の是正が必要な者がいるため，合計は合致しない。

今後の方向性

- 引き続き，事業者丁寧に丁寧な説明を行い，制度を着実に定着させていく。
- 報告書提出の徹底や，報告書記載事項に関する適切な指導等を通して，適正な労働環境の確保を図っていく。
- なお，工事の競争入札参加資格（30年4月から4年間）の一斉更新手続に当たり，新たに「社会保険への加入」を資格要件として追加予定
また，競争入札参加資格を有しない下請事業者への社会保険未加入対策も検討していく予定

公契約の適正な履行と質の確保

主な取組

- 適正な予定価格及び最低制限価格※を設定するなど、徹底したダンピング受注防止対策を実施（労働者の適正な賃金の確保のためにも極めて重要）

※ 最低制限価格

落札価格の最低限度の基準となる価格。入札金額が最低制限価格を下回った場合はその入札者は失格となるため、最低制限価格は契約の下限額となる。

○主な最近の経過（工事）

平成24年度～ 最低制限価格制度の適用範囲を拡大するとともに、事後公表の範囲を拡大

（平成27年度～原則適用，全面事後公表）

平成25年度～ 公共工事設計労務単価改定を予定価格に早期反映
予定価格の事後公表を一部で開始

- 適切な履行評価の実施，将来の公契約を担う人材の育成，下請契約の適正化の促進，不正行為の排除を徹底

など

主な取組結果

- 平成28年度の実績では，工事の落札率が約91%，物品が約85%となっている。条例制定前の平成26年度と比べ，工事は約1.5ポイント増加，物品は約1.6ポイント減少している。
- なお，工事に関しては，更なるダンピング対策の強化を図るため，最低制限価格の算定基準を2年連続で引き上げた（28年4月，29年4月に実施）。

◆ 市全体の落札率

	工事			物品		
	入札件数	落札率	対前年度増減	入札件数	落札率	対前年度増減
26年度	1,267	89.47%	—	2,059	86.49%	—
27年度	1,142	90.16%	+0.69	2,428	85.40%	△1.09
28年度	1,184	90.99%	+0.83	2,311	84.90%	△0.50

注1 競争入札により期間内に締結した総価契約の入札の合計

2 次年度以降も継続する契約は，次年度以降の支払予定額も含む。

3 工事には，測量，設計等の委託契約を含まない。

4 落札率は，単純平均（1件ごとの落札率を入札件数で除算）

トピックス

公共工事設計労務単価の改定

昨今の技能労働者の不足等に伴う労働市場の実勢価格を適切に予定価格に反映するため、平成26年から4年連続で改定を前倒して実施（平成29年3月以降の積算から適用）

なお、本市では、この改定時に、技能労働者の賃金水準の引上げ、法定福利費の適切な支払い、社会保険等への加入の徹底を事業者に要請

京都府域の労務単価の推移

普通作業員	㉔ 13,100円	→	㉔ 18,100円
鉄筋工	16,200円	→	21,700円
大工	16,100円	→	20,600円
50種平均	17,231円	→	22,650円

- また、物品のうち、人件費の占める割合が高い役務業務（建物・公園清掃、常駐警備等）に関しては、引き続き適正な予定価格の積算に努めつつ、平成28年度から、新たに最低制限価格制度を適用することとした。

併せて、発注所属が事業者を評価する制度を廃止し、事業者と発注所属双方で履行品質の点検を行う月次報告書（マンスリーレポート）制度を導入した。

今後の方向性

- 公契約の適正な履行と質、更に労働者の適正な賃金を確保するために、適正な積算根拠に基づき、予定価格及び最低制限価格を算出していく。
- なお、工事の予定価格は、現在2億円超で事後公表としているが、現状を引き続き検証のうえ、その範囲の拡大の可否を検討していく。

公契約を通じて社会的課題の解決に資する取組

主な取組

- 市は、これまでからISO14001, KES（京都・環境マネジメント・スタンダード）を取得している事業者を、工事業者の格付制度で加点評価するなど、社会的課題の解決に資する取組に配慮
- 環境にやさしい都市づくり，地域防災力の維持・向上，地域コミュニティの維持・活性化，真のワーク・ライフ・バランスの実現，子どもを育む社会の環境づくり等に貢献している事業者を評価するなど，すべての市民に共通する社会的課題の解決に資する取組を推進

主な市長部局の取組例

段階	内 容		
(工事契約のみ) 格付での加点	該当する項目がある場合は格付の加点	官公需適格組合	
		ISO9001認証取得者	
		ISO14001, KES認証取得者	
		障害者法定雇用率達成事業者	
		災害発生時における応急協定を締結している団体に加入している者	京都市との協定 京都府との協定
		男女共同参画の取組を推進している事業者	「一般事業主行動計画」の策定 国家資格を有する女性技術者の雇用
		暴力団からの不当要求排除の取組（「不当要求防止責任者講習」の受講）をしている事業者	
		消防団協力事業所に認定されている事業者	
条件設定 入札参加	電力調達契約で入札参加者を限定	「京都市電力の調達に係る環境配慮方針」の評価基準により，CO ₂ 排出係数が一定値以下などの条件を満たした者	
	清掃業務委託で入札参加者を限定	ISO14001, KES認証取得者	

加 点 総 合 評 価 で の	該当する項目がある場合は総合評価の加点	I S O 1 4 0 0 1 , K E S 認証取得者 京都府又は京都市との防災活動協定の締結状況 市内企業の下請参入率
	紙類のグリーン調達	紙類の品目に応じ、一定以上の古紙パルプ配合率等（仕様書に記載）
	確認できない場合は違約金徴収	市内企業の下請参入率（総合評価での加点項目）
資 格 登 録	確認できない場合は不登録	所得税，法人税，消費税，市民税及び固定資産税の滞納がないこと
		本市水道料金及び下水道使用料の滞納がないこと
		暴力団員等又は暴力団密接関係者でないこと

トピックス

グリーン調達の推進

「取組例」に加え、環境への負荷の低減に資する原材料、製品などの環境物品等を率先して調達する取組（グリーン調達）を推進するため、京都市役所グリーン調達推進方針を策定

以下を参考に、総合的に環境への負荷の少ない物品等を調達するよう努力

- 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく「基本方針」で定められた特定調達品目及びその判断の基準等
- エコマーク、グリーンマーク、国際エネルギースター等の第三者機関の認定する環境ラベル製品
- グリーン購入ネットワークが発行している製品情報（「商品選択のための環境データブック」）

今後の方向性

- 引き続き、公平性や競争性、また特に中小企業に過度な負担や不利な取扱いにならないよう十分に配慮しつつ、公契約の性質や目的に応じ、入札・契約の際に、これらの取組を加点評価するなどの取組を検討していく。
- その際には、事業者の取組を客観的に評価する仕組みについても十分研究していく。
- なお、工事の競争入札参加資格（30年4月から4年間）の一斉更新手続きに当たり、新たに「社会保険への加入」を資格要件として追加予定 再掲